

新型コロナウイルス感染症に関する約款改定のお知らせ

この度、災害による死亡等を保障する商品について、新型コロナウイルス感染症を災害死亡保険金等のお支払対象とする等の約款改定を行いました。

つきましては、改定内容をお知らせいたしますので、ご一読いただき、お手持ちの「ご契約のしおり一定款・約款」とともに大切に保管くださいますようお願いいたします。

なお、本改定は、現在ご加入いただいている契約を含めて適用しますが、お客様による契約変更のお手続きの必要はございません。また、本改定に伴う保険料の変更はありません。

1. 改定内容

「新型コロナウイルス感染症に対応した約款変更に関する特約」を創設し、契約成立日、更新日または変更日が2020年7月1日以前の保険契約に一律に付加します^(注)。

(注) 経営者向け商品「グランドステージ」は除きます。

新型コロナウイルス感染症に対応した約款変更に関する特約

第1条 (特約の内容・目的)

この特約は、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）に対応し、契約成立日、更新日または変更日が2020年7月1日以前の保険契約について、普通保険約款および特約の一部を変更するためのものです。

第2条 (特約の付加)

- この特約は、契約成立日、更新日または変更日が2020年7月1日以前の保険契約（以下「主契約」といいます。）に一律に付加します。
ただし、5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険は除きます。
- この特約が付加された主契約および主契約に付加された特約（以下「主契約等」といいます。）については、2020年7月2日以後、主契約等の規定にかかわらず、この特約の規定を適用します。
- この特約に別段の定めのないときは、主契約等の規定を適用します。
- この特約の付加を取り消すことはできません。

第3条 (新型コロナウイルス感染症の追加)

会社は、新型コロナウイルス感染症を約款所定の感染症*¹に含めます。ただし、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、約款所定の感染症に含めません。

[第3条の補足説明]

*1 約款所定の感染症

契約成立日、更新日または変更日が2020年7月1日以前の普通保険約款および特約に規定されている感染症をいいます。

2. 対象となる商品等

【災害死亡保険金等をお支払いする保険商品・特約】

新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡または所定の高度障害状態に該当された場合、以下の商品において災害死亡保険金等をお支払いします。

(2020年7月1日現在)

商品名称	対象となる保険金・給付金
(無配当) 災害割増特約	災害保険金
(無配当) 傷害特約	災害保険金
こども傷害特約	災害保険金
災害保障特約 (総合)	災害保険金
5年ごと利差配当付個人年金保険 (2015)	災害死亡給付金
5年ごと利差配当付個人年金保険増額特約 (2015)	特約災害死亡給付金
貯蓄保険	災害死亡保険金、災害高度障害保険金
利率変動積立型終身保険	災害死亡給付金
利率変動型積立保険	災害死亡給付金

※特約の名称については、末尾に付している「(06)」等の数字は省略して表示しているものがあります。

※その他、販売停止中の保険商品についても同様に、取扱いの対象といたします。

※経営者向け保険「グランドステージ」は、取扱い対象外となります。

【特別条件の不適用】

新型コロナウイルス感染症を直接の原因として支払事由に該当された場合、以下の商品において、特別条件のうち、「保険金等の削減支払」「特定部位または指定疾病についての不担保」「特定高度障害状態についての不担保」を適用せず、保険金等をお支払いします。

(2020年7月1日現在)

商品名称	
5年ごと利差配当付介護終身年金保険 (返戻金なし型) (2012)	無配当女性手術重点保障特約 (医療保険) (返戻金なし型)
5年ごと利差配当付介護一時金保険 (返戻金なし型) (2012)	無配当生活習慣病保険 (返戻金なし型)
5年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険 (返戻金なし型)	5年ごと利差配当付収入サポート保険
5年ごと利差配当付認知症介護一時金保険 (返戻金なし型)	無配当入院サポート特約 (医療保険) (返戻金なし型)
5年ごと利差配当付医療保険 (返戻金なし型) (2010)	無配当通院保障特約 (医療保険) (返戻金なし型)
5年ごと利差配当付医療保険 L (返戻金なし型) (2011)	無配当先進医療特約 (医療保険) (返戻金なし型)
5年ごと利差配当付がん保険 (返戻金なし型) (2015)	

※その他、販売停止中の保険商品についても同様に、取扱いの対象といたします。

【引受基準緩和型商品における保険金等の取扱い】

以下の引受基準緩和型商品において、第1保険年度における保険金等について50%の削減支払を行いません。

(2020年7月1日現在)

商品名称
5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険 (非更新型)
5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険 (低解約返戻金型)

以 上